

保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対する意見

番号	関係箇所	コメントの概要
1	Ⅲ-2-15(2)	「～業務の委託先又はそれらの役員若しくは使用人（保険募集人又は少額短期保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）（以下、Ⅲ-2-15において「保険会社等」という。）か、保険募集人として登録若しくは届出されている者又はそれらの役員若しくは使用人（以下、Ⅲ-2-15において「保険募集人」という。）か）に応じて、以下のとおり取扱うこととする。」とあるが、「少額短期募集人として登録又は届出」を行っているかどうかによって、不祥事件届出書の提出先や業務の適切性の検証の着眼点が異なることとなるため、保険会社向け監督指針の射程を踏まえると、「又は少額短期保険募集人」を削除しても良いのではないかと考えるがどうか。
2	Ⅲ-2-15(2)③イ.	「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする。」とあるが、「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合」とはどのような場合か。
3	Ⅲ-2-15(3)②	（3）②として、「保険会社には、保険募集人に対する管理責任があることに留意した上で、以下のとおり検証することとする」とあるが、（3）②ア.において「保険募集人の教育・管理・指導を担う保険会社に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする」と記載されており、「保険募集人に対する管理責任」と「保険募集人の教育・管理・指導」は、実質的に保険会社が担うものと考えられることから、統一しても良いのではないかと考えるがどうか。
4	Ⅲ-2-15(3)②ア.(オ)	「保険会社の保険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。」とあるが、保険会社の従業員及び特定保険募集人を除く保険募集人に対する教育・管理・指導は、どのように行えば十分であると判断されるのか、確認したい。

以 上